

## 第27回さいたま地方裁判所委員会【議事概要】

### 第1 日時

平成27年5月14日（木）15:00～17:00

### 第2 場所

さいたま地方裁判所大会議室

### 第3 出席者

#### 【委員】

荒木直人，阿波拓洋，江口満志，金澤千津子，小泉博嗣〔委員長〕，柴野和善，関根正昌，高野輝久，多和田隆史，鶴谷真治，中山福二，藤山英樹，望月英隆，吉田久，吉野寛治（五十音順，敬称略）

#### 【オブザーバー】

（民事部）及川節子

（刑事部）河本雅也，富澤誠

（事務局）中田康夫，大澤賢次，本田千鶴，森谷五月，村瀬香織

### 第4 議題

「法曹以外の委員から見た地方裁判所の運営について」

－「決め方」と裁判員制度について：社会的選択理論から－

「裁判員裁判の現状と課題等について」

### 第5 議事

#### 1 開会

#### 2 委員交代の紹介及び各委員の自己紹介（荒木委員，阿波委員，中山委員，吉田委員，関根委員）

委員長から，前回委員会から本委員会までの間に，笠間委員，櫻井委員，島田委員及び中川委員に替わり，新たに就任された荒木委員，阿波委員，中山委員，吉田委員が紹介され，加えて前回までに新たに任命され今回が初めての出席となった関根委員を含めた各委員からあいさつがあった。

#### 3 委員長代理の指名

これまで委員長代理に指名されていた笠間委員が退任されたため，新たな委員長代理として荒木委員が指名された。

#### 4 議題「法曹以外の委員から見た地方裁判所の運営について」

## －「決め方」と裁判員制度について：社会的選択理論から－

### (1) 藤山委員からの発表

経済学は、意思決定主体の相互依存関係を考える学問であり、今回は経済理論からのアプローチとして現実の単純化である「モデル」を使用して、裁判における意思決定の捉え方をモデル化し、裁判員制度を考察していくこととする。2つの主体が2つの情報を基に2つの意思決定をするというシンプルな裁判モデルを前提に、ベイズの定理を用いて分析をする。ここで、市民は裁判官よりも有罪方向へ判断する傾向が強く、裁判官は冤罪を避けたいことから無罪方向へ判断する傾向が強いと仮定する。考察された制度は、「陪審制」（2主体とも市民）、「裁判官のみ」（2主体とも裁判官）、「裁判員制度」（市民と裁判官）という3つの制度である。結果として、「裁判官のみ」が社会的理想状態を実現することが示された。他方で、「陪審制」では有罪方向に判断されがちで、裁判官が加わる「裁判員制度」では、2主体のアクションとリアクションを読みあう中で無罪方向に判断されがちで、市民の選好に近づくこともなく、また社会的な理想状態を実現することもない。

このように、異なる選好にある複数の意思決定で物事を決定する場合において、社会的理想を実現することは、一般的に非常に難しく、市民と裁判官をミックスした意思決定を得たいのであれば、市民と裁判官が同じ選好であることが社会的に望ましいということになる。ロケットの開発に市民が加わることはないというように、専門性の高い領域は専門家に意思決定をしてもらうというのが通常的判断であり、人を裁くという判断も同等の高度な専門性があるという印象があるから、市民が裁判官に近づくより、裁判官がより市民的理想に近づくような制度的保証が必要なのではないかとの意見が述べられた。

### (2) 質疑応答

（委員）職業裁判官には、同じ証拠を見ても、価値判断として黒の証拠を黒と見られる造詣がある。ゆえに、無罪率が少ないと説明することができるのではないか。

（委員）最終的に陪審員制度だと有罪か無罪かを定めることになるのであるが、裁判員裁判は、みんなで議論をし、合理的な疑いとは何か

を言葉として規律できて、納得できるか否かにかかる制度であって、有罪か無罪かに一喜一憂するものではなく、純粋な議論の中で進んでいくものだと思う。

(発表者) もし裁判官が正しく認識できるのであれば、わざわざ市民が間違った認識を出すために裁判に加わるのはかなりのコストなのではないか。裁判は裁判官のみで意思決定を行う方が、経済的コストもかからず、社会的にも望ましいものと考えているが、それについてはいかがか。

(委員) 先日、裁判員裁判を傍聴したが、もし自分が裁判員席に座ると考えたら、過度の精神的疲労を感じるだろうと思った。その意味で、市民の判断が有罪方向に進む傾向にあると仮定することについては、違和感を覚えた。

(発表者) 今は市民の判断は有罪方向に進むと仮定したが、無罪方向に働くとしてモデルの値を変更することもできる。ただし、結局は社会的理想から離れた結果になると考えられる。

(委員) 発表されたモデルも、一つの面白い考え方であることは理解できた。ただ、裁判員制度になって従前の裁判と変わったのは、検察側も証拠を分かりやすく提示する必要性が生じた点だと思う。例えば、証人の証言においても、今までは検察や警察がとった供述調書がそのまま弁護人や裁判官に渡っていたが、裁判員裁判では裁判員の前で実際に証人が話をするというように、同じ証拠の使い方でも提示の仕方が変わったことで、裁判員だけでなく、裁判官にも変化があるという事実があるなど、制度を全体として見なくてはならない。有罪にしたい無罪にしたいといった個人の価値観を数値化することは、もっともらしくは見えるが、少し無理があるように感じた。

(発表者) 確かに、数値化してもっともらしくするということもあるが、今回のモデルは、非常にシンプルに考えただけでも複雑な計算となり、様々な要素を入れるとさらに複雑化し、直感に反する結果が出ることになるということに意味がある。

(委員) 医療の世界では仮定というものは存在せず、真実を見極めてそれ

に対するアクションをしなければ、治療というものは成り立たない。それに慣れてきた者からすると、モデルを仮定の上に成り立たせることには馴染めないだろう。裁判所との関係でいうと、医療というのは結果責任を問われる傾向が強くあり、最近の報道でも、結果責任について大きく取り上げられている病院がある。市民感情が介入する裁判員制度においては、結果が伴わなければ当然責任があるという考えになりかねず、常に黒という判断に流れる可能性があると感じた。

(発表者) 対象が固定されている自然科学と違い、社会科学とは、意思を持つ主体を相手にすることであり、社会的意思決定理論というのは、意思をもつ主体間の相互依存で決定されるというのが大きな問題である。意思を持つ主体の相互依存関係は非常にややこしい。したがって、お話ししたモデルが現実の一次近似たりえないという批判ももつともである。しかしどうであったとしても、こうした理論の良いところは、モデルを前提として、当てはまらないと考える部分をどのように変えていくかという積極的な議論をすることができるという点にある。

## 5 議題「裁判員裁判の現状と課題等について」

(1) 発表者である河本裁判官から、裁判員裁判の現状とこれまでに変更された点やこれからの課題等について、自身の経験も踏まえた説明があり、その後、質疑応答が行われた。

(河本裁判官) 今まで裁判員裁判に約20件携わったが、裁判員の方々の優れた判断力等には頭が下がる思いである。どの業種もそうであると思うが、同じ分野でずっと生きていると、思考がパターン化されて、他の世界からどう見えているかという意識が欠けてくる。そういう観点からみても、裁判員制度は意義のある制度である。

裁判員裁判を経験して、結論自体に変化はないが、事実認定や刑の幅が広がったと感じている。無罪率は裁判員裁判の方が少し高いようである。裁判員裁判では、色々な視点を提示してもらえることが多く、理由にかなり深みが出ると実感している。それは、弁護人

や検察官による審理の工夫によるところも大きい。

ちなみに、被告人の満足度を控訴率からみてみると、同じ罪名において、裁判員裁判と過去の裁判官による裁判とで控訴率は変わらない。では、破棄率はというと、裁判員裁判の方が低い。裁判員も交えて議論をした結果、判決理由に深みが出て納得性が高まっているのではないか。

参加した裁判員の方の満足度はどうなのかというと、積極的に裁判員になりたいと思って参加された方は約25パーセントであるが、裁判終了後は、95パーセント以上の方が「非常に良い経験」又は「良い経験」と評価している。

現在、裁判所では、裁判員の皆さんの自主的な協働を可能にするような審理を実現するにはどうしたら良いか、様々な失敗体験を蓄積して、裁判官同士でそれを共有し、さらにそれを検察官や弁護人も議論をするということを繰り返し行って、運営の改善を図る努力をしているところである。

多くのご経験やご知見がある委員の皆様から、これから裁判員裁判をより良くしていくために、失敗体験を蓄積していく手法の可否等に関するご意見を伺えれば幸いである。

## (2) 質疑応答

(委員) 始める前にプレッシャーがかかるものほどやり終えた後の満足感が高くなるもので、裁判員の方々が裁判を終えた後の満足度が95パーセントであることについてはうなずける。裁判員裁判からの失敗体験を蓄積して共有、反映をしていくとのことであるが、これまでに具体的に改善した事や失敗談があれば伺いたい。

(発表者) 法廷で実際の証人から供述を引き出すということを目指してはいるが、それが調書になったものを裁判員の方が読んだところ、その判断に疑問を持ったという感想をいただいたことがあった。また、我々から見たら当然に理解できるだろうと思われる法的概念について説明不足があって、評議のとき、そのことを審理の早い段階で出してもらえたらと言われたこともあった。証拠の中身や裁判員が

持つ疑問について想像力をもっと働かせる必要があると思った。

(委員) 施行されてから6年が経過し、最初の頃は、争点整理の仕方を工夫するものの、実際にやってみると、本当にそれが正しい争点整理の仕方だったのか、冒頭に提示された争点の示し方が実態の証拠と少しずれていることもあるなど、分かりにくさがあったと思う。しかし、徐々に争点整理の在り方を工夫するようになった。それに加え、裁判員のアンケートの結果であるとか、評議の際の反応を見たりして、事後的な検証をしている。

(委員) 会社の中で、候補者にはなったが、裁判員にならなかったという社員がいたが、本当に貴重な体験であると感じた。証拠が一般の方に分かり易いというのは、大変喜ばしい。藤山委員の発表を聞いたときは、ある特殊な領域についてはやはり専門家に任せるべきで、経済的なコストパフォーマンスを考えると賢い選択ではなかったとも思ったが、裁判官の話を聞いて、それなりの成果が出ているのであれば、そんなこともないという感想を持った。

(委員) コストパフォーマンスの点であるが、パフォーマンスについては控訴率及び破棄率で測っているのか。

(発表者) 委員のいうパフォーマンスの達成率とは違う。

(委員) ある制度を実施したときに、それがうまくいっているかを判断するときの指標があると思うが、裁判員制度の場合、どの点を基準として評価しているのか。「満足」を測るということであるが、裁判員経験者に対して、あなたはもう一度裁判員をやりたいかというアンケート項目はあるか。また、国民のうち、潜在的な人達がどういう意識を持っているかということも指標とすべきと思われるがいかがか。

(発表者) その点からのアンケートは取っていないので統計的には申し上げられないが、個人的に経験者に聞くと、もう一度経験したいという声は驚くほど多い。

(委員) 新聞記事を見ると、裁判員を経験した後の問題について取り上げているものが多かったことから、経験者の満足度が95パーセント

であることに感心した。我々の所属している会では、あまり参加したくないという声をよく聞くが、このことを持ち帰って話してみたいと思った。

(委員) 世の中で「正しい」ということには、二通りあって、一つは合理的、数学的に正しいということであり、他方は政治的に正しいということである。すなわち、数学的に正しい結果が出たとしてもそれを世の中の人々が納得していなかったとき、それは政治的には正しくないということになる。これまで職業裁判官によって社会的に正しい結論が得られていたとすれば、7年前の改革で、世の中にも理解される分かりやすい議論が行われるようになり、職業裁判官と共に一般市民も議論に参加するといった、より政治的に正しい、納得感のある過程と結論が得られることになったのではないかと思う。先程発表者が、裁判員裁判の控訴率と破棄率の話がされたが、裁判員制度は、まさに納得感が得られ、なおかつ数学的にも正しいといった二つの正しさがミックスされた制度なのではないかと思った。このような制度を今後も維持してもらえればと思う。

(委員) 個人的には、市民が有罪か無罪かの判断に迷ったときは「責任」があるので消極的な判断に傾くことになると思う。検察官は真実を立証する心構えで職務を行ってきており、これが真実なのだという確信を持って起訴している。極端に言えば、検察官が提出した証拠を見れば、裁判官も市民の方も黒としか考えないだろうという確信を持っている。しかし、それは一方の目でしかなく、もう一方の弁護人の目、それらを裁く第三者である裁判官や裁判員の目を通すというこの制度自体によって、公正さや適正さを保ってきたと思う。それを科学的な尺度で判断できるのかというとなかなか難しい。裁判員経験者の95パーセントが満足しているという結果はすごいことだと思う。試行錯誤をしながら少しでも裁判員の方に分かり易く立証していかなければならない。

(委員) 刑事裁判においては、予断排除の原則というものがあり、それに基づき、起訴状一本主義というものがある。共犯の事件において、

共犯者が別々に審理されるときには、報道を通じて先行事件の結論が情報として入ってしまうので、裁判員の方々に予断を持たれるのではないかという思いがある。そうすると、裁判員の選任時において、予断のない人を選任する必要がある、裁判員候補者への質問の内容等については、今後もまだまだ検討する必要があるのではないか。裁判員裁判経験者の満足度であるが、有罪か無罪かでギリギリの判断が求められるようなシビアな事件や、死刑かどうかを決断しなくてはならないような事件では、満足度は低くなるのではないか。そのような事件の特殊性を捨象して一般的に満足度を測るのは適当ではないのではないか。

(委員) 裁判員制度については、反対を含めて様々な意見がある。弁護士については、当初から、裁判官に向けて、「分かってくれるだろう」という思いの中で訴訟活動を行ってきたので、市民に対して分かりやすい活動をしてこなかったかもしれない。今では、市民に対しても分かりやすい訴訟活動ができるように、定期的に法廷技術研修というものも行っている。実際に、法廷の場で、口頭で説明して、裁判員の方々に理解してもらおうというのは、非常に難しいと感じている。裁判員裁判のためのこのような取組みの中では、いろいろと新しい発見も多く、民事事件やその他の日常の弁護士活動に対しても良い影響を与えていると実感している。裁判員裁判に対しては、期待を持っている。

(委員) 20年以上前の裁判については、何度も見た経験があるが、この度、裁判員裁判を傍聴してみて、劇的に変わったなと感じた。日程についても、従前の裁判では一週間ごとにポツンポツンと細切れであったが、裁判員裁判では、集中して審理が行われており、また被害者参加制度と相まって、審理する側に沢山の人がいるなと感じた。弁護人や検察官の主張立証活動もとても分かりやすく、また、分かりやすさ以外にもインパクトのある言葉を選ぶ等の工夫もあると感じた。

## 6 前回委員会の協議の結果「さいたま地・家・簡裁庁舎におけるサイン表記変

更について」

総務課長より、前回の委員会における意見を踏まえ、これまでに改善した点について説明された。

#### 第6 次回のテーマについて

次回のテーマについて意見交換を行った結果、「機能強化された民事調停について」をテーマとして取り上げることとした。

#### 第7 次回期日

平成27年11月5日（木）午後3時